

新 旧 対 照 表

自動継続期日指定定期預金規定

令和4年9月1日改訂

新	旧
<p>・ ・ (略) ・ ・</p> <p>5. (利息)</p> <p>(6) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定4. (預金の解約、書替継続)(6)項により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について預入期間に応じた別表 2 の掛目を約定利率に乗じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>・ ・ (略) ・ ・</p> <p>(2022年9月1日現在)</p>	<p>・ ・ (略) ・ ・</p> <p>5. (利息)</p> <p>(6) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定4. (預金の解約、書替継続)(6)項により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について預入期間に応じた別表 2 の掛目を約定利率に乗じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>・ ・ (略) ・ ・</p> <p>(2020年4月1日現在)</p>